



《会計・税務の知識》

リース会計・税制の改正

今年の4月以降、リース取引の会計・税務が変更になっており、大きな影響を与えています。

社団法人リース事業協会の公表データでは、2007年の民間設備投資に占めるリースの比率は、約7.8%に及んでいます。しかし、2006年の同比率約8.8%から比較すると減少傾向にあります。おそらく、所有権移転外ファイナンスリースも売買処理することとなった本改正の影響もあるでしょう。

今回は、ベンチャー企業におけるリース処理の留意事項について記載します。

◆会計

新リース会計は、金商法の適用を受ける会社やその子会社・関連会社等には強制適用になりますが、これ以外の会社については、「中小企業の会計に関する指針」による処理も認められています。

指針においては、所有権移転外ファイナンスリースについて下記の2通りの処理が認められています。

- ・売買処理
- ・賃貸借処理+未経過リース料の注記

会計基準と比べると、従来の特例処理でもある賃貸借処理を採用することができます。

◆税務

一方税務はどんな会社にも同様に適用になります。税務上の留意点は以下の事項があげられます。

- ・会計上賃貸借処理をしていても、消費税は売買処理を行ったとして調整する必要があります。
- ・会計上のファイナンスリースの方が、税務上のファイナンスリースより範囲が狭い。
- ・会計は平成20年4月以降開始事業年度から適用であるが、税法は平成20年4月以降新規契約分から適用。

～固定資産に関連する税務上の特例～

リース資産を売買取引とし、リース期間定額法で減価償却するため、固定資産に適用になる税務上の特例が利用できるか否かは気になるところです。

【適用除外になる特例】

- ・少額の減価償却資産（10万円未満や使用可能期間1年未満）の損金算入
- ・一括償却資産（20万円未満の資産）の3年全額損金算入
- ・リース税額控除
- ・圧縮記帳
- ・特別償却

【適用できる特例】

- ・中小企業者等の少額減価償却資産の特例（総額300万円までの30万円未満の減価償却資産の損金算入）
- ・中小企業基盤強化税制の税額控除等

リースのメリットは、事務管理コストの削減や、多額の初期費用の回避などがあげられます。

取得にするのかリースにするのか、戦略的に意思決定する時の情報として活用していただければ幸いです。

『ベンチャーサポートサイト』

小谷野公認会計士事務所のベンチャーサポート専用サイトです。成長企業の役に立つ情報を発信中です。ぜひご覧下さい。

<http://koyano-vp.com/>

『小谷野公認会計士事務所オフィシャルサイト』

小谷野公認会計士事務所の公式サイトです。時代のスピード変化に対応した財務・会計・税務戦略を提供することによりお客様の事業経営を的確にサポートしていきます。

<http://www.koyano-cpa.gr.jp/>